四　法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第六号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

10　［略］

（少額短期保険業者の子会社の範囲等）

第二百十一条の三十四　法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～十四　略］

十五　少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理（次号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

十六　［略］

十六の二　保険媒介業務

十七　［略］

十八　保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

［十九～二十五　略］

2　［略］

（変更等の届出）

第二百十五条　法第二百八十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該届出が法第二百八十条第一項第一号の規定によるものである場合　別紙様式第十八号（法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあっては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式）により作成した登録事項変更届出書

二　当該届出が法第二百八十条第一項第二号から第七号までの規定によるものである場合　別紙様式第十九号（法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあっては、別紙様式第十九号又はこれに代わる様式）により作成した廃業等届出書

（変更等の届出）

第二百二十条　法第二百九十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該届出が法第二百九十条第一項第一号の規定によるものである場合　別紙様式第二十二号により作成した登録事項変更届出書

二　当該届出が法第二百九十条第一項第二号から第七号までの規定によるものである場合　別紙様式第二十三号により作成した廃業等届出書

（情報の提供）

第二百二十七条の二　［略］

2　［略］

3　保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

［一・二　略］

四　法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

10　［同上］

（少額短期保険業者の子会社の範囲等）

第二百十一条の三十四　［同上］

［一～十四　同上］

十五　少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

十六　［同上］

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　保険募集を行う者の教育を行う業務

［十九～二十五　同上］

2　［同上］

（変更等の届出）

第二百十五条　［同上］

一　当該届出が同項第一号の規定によるものである場合　別紙様式第十八号（法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあっては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式）により作成した登録事項変更届出書

二　当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものである場合　別紙様式第十九号（法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあっては、別紙様式第十九号又はこれに代わる様式）により作成した廃業等届出書

（変更等の届出）

第二百二十条　［同上］

一　当該届出が同項第一号の規定によるものである場合　別紙様式第二十二号により作成した登録事項変更届出書

二　当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものである場合　別紙様式第二十三号により作成した廃業等届出書

（情報の提供）

第二百二十七条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一・二　同上］